

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和元年 8 月 27 日（火）午前 10 時 議会委員会室

出席委員（8 人）

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）前 原 茂
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫
国 頭 靖 西 川 章 三

欠席委員（0 人）

議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

【財政課】下関課長 足立総括主計員 岩永主任

【秘書広報課】土井課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 奥岩議員 門脇議員 戸田議員 又野議員
三鴨議員 矢田貝議員
報道機関 0 社 一般 0 名

協議事件

- 1 9 月定例会提出議案について
- 2 9 月定例会の日程について
- 3 9 月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について
- 4 予算決算委員会における決算審査方法について
- 5 次回議会運営委員会の開催について
- 6 その他

〜〜

午前 9 時 58 分 開会

○田村委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の協議事件まず 1 番、9 月定例会提出議案についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

辻総務部長。

○辻総務部長 市議会 9 月定例会の提出議案につきましては、条例が 8 件、単行議案が 1 件、補正予算が一般会計 1 件、特別会計 1 件、決算認定が 6 件、報告が 5 件の計 22 件を上程する予定としております。なお、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会におきまして御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田村委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様、御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 よろしいですね。では、御確認ください。

続きまして、協議事件2番。9月定例会の日程について、そして協議事件3番、9月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について、これを一括して説明をお願いします。

事務局長をお願いします。

○先灘議会事務局長 資料3もあわせてごらんいただきたいと思います。

まず各個質問の通告でございますが、明日水曜日午前9時からの受付で、週末の金曜日、30日正午までの受付期限となっております。

それから、意見書と報告が5件ございます。これの質疑の通告期限が今週金曜日30日正午までとなっておりますので、準備をお願いします。

次に、各個質問の割り振りの案でございますが、4日間ございます。5日、6日、10日、これがいずれも6人ずつの割り振り、残りが11日という予定でございます。仮に18人の御質問の場合は、11日の水曜日の質問はなしということで、御確認をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

○田村委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま協議事件2番、3番一括して説明がございました。委員の皆様御意見などございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 じゃあ、各項目について、日程等御確認のほうよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、協議事件4番。予算決算委員会における決算審査方法についてを議題といたします。

事務局長をお願いします。

○先灘議会事務局長 資料4をごらんください。資料が4枚ございますが、かがみの部分のほうを説明させていただきます。昨年と方法については、同様でございますが、変わった点と確認部分を御説明いたしたいと思います。

まず、4行目の③、予算決算委員会全体会のところでございますが、通告につきましては、全体会の3日前の9月10日正午までとしております。審査順につきましては、予算審査と同様でございますが、会派が終わったあとに、会派ではない委員の方がされるということで、会派につきましては、本年度は公明党議員団が最初で、最後が政英会という流れになります。質問時間等については、例年どおりでございます。

それから、全体会につきましては、市長の御出席を賜るということでございます。また、この下の各分科会につきましては、発言通告書を使用しまして行います。資料の3枚目に、「予算決算委員会分科会発言通告書」というのがございますので、これにつきましては、全議員の方にメール等でお送りさせていただきます。あるいは、ファックスで送るか、直接紙でお渡しする場合もあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

通告につきましては、全体会の3日前の9月10日正午まででございます。総括質問と同じ日時でございますので、よろしくお願い申し上げます。市長の御出席はございませんが、庁内待機ということで申し合わせしておりますので、よろしくお願い申し上げます。あとの審

査方法につきましては、昨年と同様でございますので、説明は省かせていただきます。以上でございます。

○田村委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より、予算決算委員会における決算審査方法について説明がございました。委員の皆様、御意見などございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 よろしいですね。じゃあ、この資料４に従って、お願いをいたします。

続きまして、協議事件５番、次回、議会運営委員会の開催についてであります。次回、議会運営委員会は９月３日火曜日午前９時２０分から開催したいと思います。これについて、御意見ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 よろしいですね。じゃあ、そのように行います。

協議事件６番、その他でございます。委員の皆様の中でその他御意見などございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 よろしいですね。では、議長お願いします。

○渡辺議長 きょうの資料の一番最後のページに付けさせていただいております。米子市議会議場配置図というのがあるんですけども、これを付けた理由についての説明をしたいと思うんですけども、平成２３年に一回確認されてますんで、詳細の流れは事務局から後で説明をしていただこうと思うんですけども。報道のほうから本日の全員協議会において傍聴席以外からの撮影の許可をいただきたいという申し出がありましたので、平成２３年に申し合わせをしております関係上、許可をしたいというふうに思っておりますので、そのエリアの関係等々につきまして、詳細は事務局のほうから報告してもらいたいと思います。

○田村委員長 事務局長。

○先灘議会事務局長 そうしますと、この案件でございますが、平成２３年の９月に質問席を設置したときに、傍聴席側からでは一方向しか撮影ができないというところから、執行部側の席から議員さんを撮りたいと、市政記者クラブからの申し入れがありまして、それを２３年９月２７日の議会運営委員会で許可をいたしておりますので、これを踏襲する形で今回も申し入れがありましたので、許可をするという運びでございます。なお、この取り扱いにつきましては、議場を使います本会議、予算決算委員会、全員協議会にも適用させていただきたいと思っております。なお、許可をするにあたっては、まず申し出を議会事務局にいただきまして、許可をするというところと、議場内に入る際には、報道関係者というところがわかるように腕章をしていただく。それから、出入りにつきましては、執行部控室の裏のほうから入っていただくというところ。それから、許可エリアにつきましては、こちらの別紙の網掛けの部分に限ってお入りいただくというところの確認を再度市政記者クラブにいたしたいと思っております。説明は以上です。

○田村委員長 ただいま、議長よりございました本日の全員協議会におきまして、また今後もこの網掛けの部分についてマスコミが入るというお話でございました。既に許可をしておる前例を踏襲するということでございます。これについて、委員の皆様、御意見をちょうだいしたいと思います。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ちょっと質問させてもらいたいんですけど、この網掛けの許可エリアっていうのを縦横無尽にうろうろされるというイメージなんですか。それとも、固定、ずっといらっしゃるという感じなんでしょうか。

○**先灘議会事務局長** このたびは写真撮影なのか、テレビ撮影なのか、若干違いがあるかもしれませんが、ある程度固定した形でしていただくと。ただ、角度とかを調整する際に若干動きはあるかと思いますが、やはり議場内でございますので、秩序ある行動をお願いするようにしております。以上でございます。

○**田村委員長** それはお願いしたいと思います。ほかございませんね。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** 議長、ほかにごございませんか。

○**渡辺議長** なし。

○**田村委員長** それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

午前 10 時 7 分 閉会

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 田 村 謙 介